

今後のアスベスト環境対策のあり方について

(答申)

平成 22 年 11 月 1 日

川崎市環境審議会

目 次

1	はじめに	1
2	アスベスト環境対策の現状	
	(1) アスベストについて	2
	(2) 国のアスベスト対策	4
	(3) 市のアスベスト対策	7
3	アスベスト環境対策の課題	10
4	今後のアスベスト環境対策に係る基本的考え方	
	(1) 事前調査結果の報告・保存制度の導入	13
	(2) 作業基準・敷地境界等基準の設定	13
	(3) 作業実施計画・濃度測定計画等の届出制度の導入	13
	(4) 実効性の担保	14
	(5) アスベストに関する情報提供の充実	14
5	配慮事項	
	(1) 規制に伴う社会全体の負担増加への配慮	15
	(2) 関係法令との調整	15
6	将来的な検討課題	
	(1) 既存建築物等に含有するアスベストの把握に関する支援	16
	(2) 優良事業者等の認定制度の活用	16
7	まとめ	17
8	資料	

1 はじめに

平成 22 年4月 22 日、市長から川崎市環境審議会に対し、「今後のアスベスト環境対策のあり方について」諮問がなされ、専門的な審議を行う必要があることから、具体的な審議について、公害対策部会に付議した。

公害対策部会では、3回にわたり議論し、大気汚染防止法(以下「大防法」という。)で規定されていない、スレート等の非飛散性アスベスト建材を使用した建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の不適正な解体、改造、補修作業(以下「解体作業等」という。)への対策を中心に審議するとともに、大防法で規定されている吹付けアスベスト等の飛散性アスベスト建材対策についても、その充実を図る観点から審議を行った。

こうした審議を経て、このたび、今後のアスベスト環境対策のあり方について、環境審議会として一応の結論を得たので、ここに答申する。

なお、アスベストを使用した建築物等の解体作業等で発生した廃棄物について、その処理時に飛散や不法投棄などの問題が懸念されるが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、処理基準の遵守及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の利用が義務付けられていることから、現段階では一定の対策が講じられているため、今回の検討の対象から除外している。